

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年十二月二十七日

指令川建セ第二八〇〇四五〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年二月九日

川建セ第二八〇〇六五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都六番十七、六番二十一、六番二十三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市砂田町十三番地三サンハイツカメラヤ一〇二

高橋 英雅